

丈山苑 水屋空調機取替修繕 仕様書

1 修繕名	丈山苑 水屋空調機取替修繕				
2 路線等の名称	丈山苑				
3 修繕場所	安城市和泉町地内				
4 履行期間	契約締結日の翌日から令和4年7月5日まで ※ 施工日については、監督員及び施設管理者と協議を行うこと。				
5 修繕目的	故障した水屋の空調を取り替える。				
6 修繕内容	項目	規格等	数量	単位	備考
	空調機室内機 天井埋込ダクト形	ダイキン工業㈱FHMP50DJ同等品	1	個	
	空調機室外機	ダイキン工業㈱RZRP50BDT同等品	1	個	
	リモコン	BRC1G3同等品	1	個	
	冷媒・ドレン配管・配線接続工・ダクト接続工		1	式	冷媒管・ドレン管は既設利用
	機器吊込み据付工		1	式	
	真空引き・試運転調整		1	式	
	冷媒配管保温補修工		1	式	
	既設機器撤去処分費		1	式	冷媒ガス回収処分含む
	天井撤去・復旧 下地含む	梃目 吉野天井板UK 455×2810mm 3枚程度 新設	1	式	
	照明取外し再設置	2箇所	1	式	
	火災感知器取外し再設置	煙感知器 1箇所	1	式	
	諸経費	消耗品、交通運搬費他	1	式	
	※ 副資材、施工手間、発生材処分、その他修繕に必要な経費を含む。				
7 その他	<p>(1) 本仕様書のほか、施工に関する事項は次の規定に基づくものとし、技術的な責任はすべて受注者が負うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ・ その他関係法令 <p>(2) 安城市工事請負契約約款第3条に規定する工程表は、提出不要とする。</p> <p>(3) 作業日程等については、事前に監督員及び施設管理者と十分協議すること。</p> <p>(4) 作業にあたっては、利用者及び関係者の安全確保に努めること。</p> <p>(5) 作業に必要な器具、資材及び重機等は受注者の負担とし、安全かつ環境に配慮したものをを使用すること。</p> <p>(6) 施設及び備品は必要に応じ養生すること。また、作業により施設又は備品に損害を与えた場合は、受注者の責任及び負担において速やかに現状復旧すること。</p> <p>(7) 本修繕に必要な水道・電気の使用料は無償とする。ただし、使用量は必要最小限とすること。</p> <p>(8) 本修繕に係る発生材は、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>(9) 完了時に、修繕内容がわかる写真を提出すること。撮影内容は監督員と事前に協議するものとする。</p> <p>(10) 修繕完了後、施設管理者に取扱い説明を行うこと。</p> <p>(11) 本仕様書に定めのない事項については、都度、発注者と受注者で協議・調整のうえ決定するものとする。</p>				
8 問い合わせ先	担当：生涯学習部文化振興課学芸係 日倉 電話：0566-77-6655				